

日本公庫資金円滑化貸付事業について

平成23年 5月 2日 23経営第 269号 農林水産省経営局長通知
改正平成23年11月21日 23経営第2222号
平成24年 4月 6日 23経営第3562号
平成25年 4月 1日 24経営第3672号
平成26年 3月28日 25経営第3793号
平成27年 4月 9日 26経営第3172号
平成28年 3月30日 27経営第3358号
平成28年 5月 9日 28経営第 474号
平成29年 3月31日 28経営第3061号
平成30年 3月30日 29経営第3417号
平成30年11月 7日 30経営第1710号
平成31年 3月29日 30経営第3001号
令和 2年 1月30日 元経営第2475号
令和 2年 3月10日 元経営第2907号
令和 2年 3月30日 元経営第3174号
令和 2年 4月30日 2 経営第 187号
令和 2年 6月12日 2 経営第 741号
令和 2年 7月31日 2 経営第1224号
令和 2年 8月25日 2 経営第1245号
令和 3年 2月12日 2 経営第2867号
令和 3年 3月29日 2 経営第3116号
令和 3年 6月16日 3 経営第 900号
令和 3年12月20日 3 経営第1983号
令和 4年 3月31日 3 経営第3166号
令和 4年 4月26日 4 経営第 299号

I 東日本大震災に係る貸付事業について

第1 目的

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により、農業者等に甚大な被害が発生しており、今後、経営を継続・再建するためには、農業用施設・機械等の復旧や再取得等に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。

しかしながら、東日本大震災により著しい被害を受けた農業者等（「被害農業者等」という。以下 I において同じ。）においては、主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受け亡失しており、融資対象物件担保以外の担保の確保が困難な状況であり、資金の円滑な融通が行われ難いケースもみられるところである。

また、東日本大震災により著しい被害を受けた農業法人（以下「被害農業法人」という。）については、滅失した資産に係る既往債務が残ることによる自己資本の減少に加え、経営再開に必要な資金を通常の長期借入で調達した場合、自己資本比率がさらに低下してしまうことから、民間金融機関からの資金調達が困難になる等、迅速な経営再開に支障を来すことが懸念される。

このような事態に対応して、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、

- (1) これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、実質無担保・無保証人貸付（融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求する貸付けをいう。以下同じ。）を措置することで、被害農業者等の速やかな復旧・復興のために必要な資金の円滑な融通を図るとともに、
- (2) 被害農業法人に対し、金融検査上自己資本とみなし得る完全無担保・無保証人貸付（資本性を確保するため、新たに融資対象物件に対する抵当権設定その他いかなる担保も徴求せず、かつ、同一経営の範囲内の者その他いかなる保証人も徴求しない貸付けをいう。第2の2(4)の資金に限る。）を措置することで、被害農業法人の財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達の円滑化等を図り、もって迅速な経営再開を支援することとする。

第2 事業内容

1 対象者

第1(1)及び(2)の措置（「本措置」という。以下Iにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、地震に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村若しくは葛尾村又は相馬郡飯舘村には場、事業所その他の事業拠点を有する被害農業者等で、東日本大震災により、その主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。以下「被災農業者」という。）であって、次のいずれかの要件を満たす原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者とする。なお、(2)の農業経営の再開時期及び年間売上額の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

- (1) 東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない者又は再開後2年を経過していない者
- (2) 東日本大震災の前から農業経営を継続している者又は東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開した者であって、東日本大震災後の各年における年間売上額が東日本大震災前の直近年の年間売上額の9割に達していない者（東日本大震災の影響により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた事業用資産（以下「被災事業用資産」という。）について、農地等の災害復旧が完了していない等農業者の責めに帰すことができない事由により、被災事業用資産を復旧することが困難

であった者又は経営再建に必要な事業用資産の取得をすることが困難であった者であつて、被災事業用資産の復旧又は経営再建に必要な事業用資産の取得を行おうとする者に限る。)

2 貸付金の使途

本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、(2)、(4)及び(5)の資金においては、国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金（以下「補助残融資資金」という。）については、原則として本措置の対象外とするが、東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象にするものとする。

- (1) 被災農業者に対して融通される農林漁業セーフティネット資金（農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金（ただし、農業を営む者に貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）。
- (2) 被災農業者（地震の影響による損害を受けたことの証明を市町村長等から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）に限る。(3)において「地震被災農業者」という。）に対して融通される農林漁業施設資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号の下欄のニ及びナの資金（ただし、農業を営む者に貸し付けられるものに限る。）、同法別表第1第8号の下欄のネの資金（ただし、農業を営む者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農業の振興を目的とするものを含む。）に貸し付けられるものに限る。）並びに獣医療法（平成4年法律第46号）第15条第1項の資金をいう。以下同じ。）。ただし、農業を営む者に貸し付けられるものに限る。
- (3) 地震被災農業者に対して融通される農業基盤整備資金（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のイ及びネの資金をいう。以下同じ。）。ただし、農業を営む者に貸し付けられるものに限る。
- (4) 被災農業者に対して融通される農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。）第3に定める資金をいう。）。
- (5) 被災農業者に対して融通される経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知。）第2に定める資金をいう。）。

3 貸付条件

本措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。

4 貸付方式

本措置に係る貸付けは、公庫又は同公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、地震の後（平成23年3月11日）から令和5年3月31日までとする。

第3 その他

- (1) 本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、これに見合う貸倒償却財源を確保するため、国は公庫に対し出資金の交付を行うこととするが、本措置による貸倒償却額は当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。
- (2) 被災農業者である被害農業法人に対して融通される完全無担保・無保証人貸付については、本通知に定めるところによるほか、農業経営基盤強化資金の資本性融資制度について（平成23年11月21日付け23経営第2223号農林水産省経営局長通知）に定めるところによるものとする。

II 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について

第1 目的

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により、農業者等の経営に甚大な影響が発生しており、今後、経営の継続・再建に必要な資金の円滑な調達が必要となっている。

このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、

- (1) 実質無担保・無保証人貸付
- (2) 資金の償還順位を他の貸付金債権に劣後させる等の特例を付した完全無担保・無保証人貸付（新たに融資対象物件に対する抵当権設定その他のいかなる担保も徴求せず、かつ、同一経営の範囲内の者その他いかなる保証人も徴求しない貸付けをいう。第2の2の(2)の資金に限る。以下IIにおいて同じ。）

を措置することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営の継続・再建に必要な資金の円滑な融通を図ることとする。

第2 事業内容

1 対象者

- (1) 実質無担保・無保証人貸付

第1の(1)の措置（「本措置」という。以下IIにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生している農業者等であって、その影響を公庫において確認できた者とする。

- (2) 完全無担保・無保証人貸付

第1の(2)の措置（「特例措置」という。以下IIにおいて同じ。）の適用を受ける対象者

は、第2の1の(1)の対象者であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ① 民間金融機関からの資金調達が行われること。
- ② 既往借入金の延滞がないこと。
- ③ 直近期の純資産において債務超過ではないこと。
- ④ 過去3期連続して農業所得（法人にあつては、経常利益）が黒字であること。

2 貸付金の使途

(1) 実質無担保・無保証人貸付

本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、補助残融資資金については、原則として本措置の対象外とするが、新型コロナウイルス感染症の影響に係る事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象とするものとする。

- ① 農林漁業セーフティネット資金
- ② 農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱第3に定める資金をいう。）
- ③ 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱第2に定める資金をいう。）

(2) 完全無担保・無保証人貸付

特例措置に係る対象資金は、農林漁業セーフティネット資金（農林漁業セーフティネット資金実施要綱第2の1の(3)の⑥に定める資金（ただし、農業を営む者に貸し付けられるものに限る。）をいう。）とする。

3 貸付条件

(1) 実質無担保・無保証人貸付

本措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。

(2) 完全無担保・無保証人貸付

特例措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。なお、償還順位は、貸付先において、次に掲げる法的倒産手続の決定が裁判所によってなされた場合、特例措置の債権は、当該貸付先に対する全ての債権（償還順位が特例措置による貸付債権と同等以下のものを除く。）に劣後するものとする。

- ① 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定
- ④ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の決定

4 貸付方式

(1) 実質無担保・無保証人貸付

本措置に係る貸付けは、公庫又は同公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

(2) 完全無担保・無保証人貸付

特例措置に係る貸付けは、公庫からの直接貸付のみとする。

5 貸付対象期限

本措置及び特例措置が適用される対象は、令和4年9月30日までに貸付けの申込みを受けたものとする。

第3 その他

本措置及び特例措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、これに見合う貸倒償却財源を確保するため、国は公庫に対し出資金の交付を行うこととするが、本措置及び特例措置による貸倒償却額は当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

Ⅲ コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等に係る貸付事業について

第1 目的

コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、農業者の経営に甚大な影響が発生しており、今後、経営の継続・再建に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。

このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、実質無担保・無保証人貸付を措置することで、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた農業者の経営の継続・再建に必要な資金の円滑な融通を図ることとする。

第2 事業内容

1 対象者

第1の措置（「本措置」という。以下Ⅲにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、経営に影響が発生している農業者であって、その影響を公庫において確認できた者とする。

2 貸付金の使途

本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。

- ① 農林漁業セーフティネット資金
- ② 農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱第3に定める資金をいう。）
- ③ 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱第2に定める資金をいう。）

3 貸付条件

本措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。

4 貸付方式

本措置に係る貸付けは、公庫又は公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、令和4年4月26日から令和5年3月31日までとする。

第3 その他

本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、これに見合う貸倒償却財源として、国が平成11年度から平成13年度に支出した農林漁業金融公庫出資金の一部を

原資とすることとするが、本措置による貸倒償却額は当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

附 則（平成24年4月6日23経営第3562号）
この通知は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日24経営第3672号）
この通知は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日25経営第3793号）
この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月9日26経営第3172号）
この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日27経営第3358号）
この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月9日28経営第474号）
この通知は、平成28年5月9日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28経営第3061号）
この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日29経営第3417号）
この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月7日30経営第1710号）
この通知は、平成30年11月7日から施行し、平成30年6月28日から適用する。

附 則（平成31年3月29日30経営第3001号）
この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月30日元経営第2475号）
この通知は、令和2年1月30日から施行し、令和元年10月10日から適用する。

附 則（令和2年3月10日元経営第2907号）
この通知は、令和2年3月10日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日 元 経 営 第 3174 号）
この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 30 日 2 経 営 第 187 号）
この通知は、令和 2 年 4 月 30 日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 6 月 12 日 2 経 営 第 741 号）
この通知は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 31 日 2 経 営 第 1224 号）
この通知は、令和 2 年 7 月 31 日から施行し、令和 2 年 7 月 3 日から適用する。

附 則（令和 2 年 8 月 25 日 2 経 営 第 1245 号）
この通知は、令和 2 年 8 月 25 日から施行し、令和 2 年 7 月 3 日から適用する。

附 則（令和 3 年 2 月 12 日 2 経 営 第 2867 号）
この通知は、令和 3 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日 2 経 営 第 3116 号）

1. この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
2. この通知の施行の日前に、日本公庫資金円滑化貸付事業についての I の第 2 の 1 に規定する者に対して貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第 2 の 5 の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 6 月 16 日 3 経 営 第 900 号）
この通知は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 20 日 3 経 営 第 1983 号）
この通知は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日 3 経 営 第 3166 号）
この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 26 日 4 経 営 第 299 号）
この通知は、令和 4 年 4 月 26 日から施行する。